

村上市 環境の状況報告書

平成27年度版

この報告書について

私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して村上市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に積極的に努めることを決意して、平成21年4月1日に村上市環境基本条例（平成21年村上市条例第11号）を制定しました。

この報告書は、同条例第10条の規定に基づき、年次ごとの環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について公表するものです。

村上市環境基本条例(抄)

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【報告書の内容】

- ・平成27年度の本市の環境の現状を分野ごとに報告します。
- ・環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第2条第3項で「典型七公害」とされる①大気の汚染 ②水質の汚濁 ③土壌の汚染 ④騒音 ⑤振動 ⑥地盤の沈下 ⑦悪臭のうち本市に事例のある公害の現状と対策を報告します。
- ・啓発事業等環境保全および創造の取組状況について報告します。

目 次

第1章 環境の現状と対策

第1節 大気汚染

- 1 大気汚染の現状 1
- 2 大気汚染対策 1

第2節 良好な水質の確保

- 1 水環境の現状 4
- 2 公共用水域、地下水等の水質検査の概要及び、土壌汚染 4
- 【参考】新潟県の土壌・地下水汚染対策 6
- 【水質資料】
- 1. 河川等水質検査結果 7
- 2. 新潟県が行った水質検査結果 9

第3節 騒音・振動

- 1 騒音・振動の現状 11
- 2 規制対象施設・基準 11
- 3 高速自動車道の騒音・振動対策 11

第4節 悪 臭

- 1 悪臭の現状 13
- 2 悪臭の規制等 13

第5節 その他の環境

- 1 衛生害虫・有害鳥獣 14
- 2 不法投棄対策 14
- 3 環境美化活動 14
- 4 資源ごみのリサイクル 14

第6節 公害苦情処理事例

- 公害苦情の申立て概要 16
- 公害苦情事例一覧表 16

第2章 環境保全の取組

- 1 村上市環境基本条例 17
- 2 村上市環境審議会 17
- 3 村上市環境基本計画・地球温暖化防止地方公共団体実行計画 17

4 環境保全啓発事業の実施状況	18
5 市の補助制度	18
【参考：新潟県の融資制度・補助制度】	19

《 資料篇 》

条例・規則

村上市環境基本条例	20
村上市環境審議会規則	25
村上市公害防止条例	26
村上市公害防止条例施行規則	28

環境基準

(大気) 大気汚染に係る環境基準	31
(水質) 人の健康の保護に関する環境基準	32
(水質) 生活環境の保全に関する環境基準	33
(水質) 有害項目についての排水基準	34
(水質) 生活環境項目についての排水基準	35
(騒音) 騒音規制対象施設	36
(騒音) 騒音規制基準	37
(振動) 振動規制対象施設	38
(振動) 振動規制基準	38
(騒音・振動) 特定建設作業	39
(騒音・振動) 特定建設作業の規制基準	40
(悪臭) 敷地境界線の規制基準（1号規制）	41
(悪臭) 気体の排出口の規制基準（2号規制）	41
(悪臭) 排出水の規制基準（3号規制）	41
(悪臭) 悪臭物質の説明	42

第1章 環境の現状と対策

第1節 大気汚染

1. 大気汚染の現状

大気汚染は、大気中に汚染物質が持ち込まれる現象を指し、環境基本法第2条第3項に規定された「典型七公害」(①大気の汚染 ②水質の汚濁 ③土壌の汚染 ④騒音 ⑤振動 ⑥地盤の沈下 ⑦悪臭)の一つで、経済的、社会的活動によって大気が有害物質で汚染され、人の健康や生活環境、動植物に悪影響を及ぼすことです。

大気汚染の原因となる主な物質は、浮遊粒子状物質(SPM)や二酸化窒素(窒素化合物)、亜硫酸ガス(硫黄酸化物)、揮発性有機化合物(VOC)、ダイオキシンなど多岐にわたり、アスベストや煤(すす)のほか最近では黄砂などの粉塵も大気汚染物質に含めるという考え方もあります。発生源は、自動車などの排出ガス、工場などからの排煙、廃棄物の焼却排ガスなどです。

平成27年度は大きな大気汚染の事例はありませんでしたが、法によって禁止されている野焼きを行う事案がしばしば発生しており、煙による苦情も寄せられました。原因者に焼却をやめるよう直接指導しますが、多くの場合、違法行為であることの認識が薄く、深く考えず簡単に燃やしてしまう実態があります。

また、特定の地域や場所ではなく広く市内全域に関わる大気汚染が光化学スモッグ(オキシダント)とPM2.5(微小粒子状物質)です。光化学スモッグは、平成19年に県内で初めて注意報が発令されるなど近年、全国的に発生しやすい傾向にあります。

PM2.5は非常に小さい粒子のため肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が心配されます。

なお、PM2.5については、最近では平成26年2月26日に新潟県から注意喚起が出されましたが、平成27年度においては、光化学スモッグの注意警報の発令及び、PM2.5の注意喚起の実施はありませんでした。

2. 大気汚染対策

大気汚染に対応するため、新潟県では大気汚染常時監視テレメータシステムを用いて大気汚染物質による環境の汚染状態や気象条件、大規模な工場における大気汚染物質の排出濃度などの測定データを自動的に収集して大気の汚染状況を常時監視するとともに、収集した各種の測定データを総合的に処理解析して汚染の防止に役立てています。また、有害大気汚染物質についても調査を行い、長期的曝露による健康影響の未然防止に努めています。

また、光化学スモッグについて、県は状況により注意報を発令します。この発令地域は測定局の位置や地形等を考慮して県内13地域に区分されています。市では注意報の発令を受け、学校や保育園等に屋内への避難などの注意を呼びかけします。

注意報が警報に切り替わる場合は、防災行政無線等でお知らせします。

PM2.5について、県は県内11測定局の状況により全県を対象に注意喚起を行います。市では注意喚起を受けて学校や保育園、市民に注意喚起を行います。

表1 光化学スモッグ注意報等発令基準(新潟県HPより一部抜粋)

<p>発令基準</p>	<p>注意報は、各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令されます。</p> <p>ただし、地域内に測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により発令を行います。</p>
<p>解除基準</p>	<p>すべての測定点において、大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm未満であって、気象条件から見てその状態が悪化するおそれなくなった場合に解除されます。</p>

注意報などが発令されたら

○一般の皆様へ

- ・屋外での激しい運動は避けましょう。
- ・病弱な方、乳児、お年寄りの方はできるだけ外に出ないようにしましょう。
- ・目やのどに刺激や痛みを感じた方は、洗顔やうがいをし、症状のひどい場合は医師の手当てや指示を受けてください。
- ・被害を受けた方は、最寄りの環境センター、保健所又は市町村の環境担当課へ状況を申し出てください。

○車をお持ちの皆様へ

- ・不要、不急の自動車の使用を控えてください。

○工場・事業者の皆様へ

- ・工場等からの排ガスの発生、揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑えてください。

PM2.5に係る注意喚起の実施基準(新潟県HPより一部抜粋)

<p>発令基準</p>	<p>県内の測定局において、PM2.5濃度が、次のいずれかに該当する場合、1日平均値が70$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えると判断し、全県を対象に注意喚起を行います。</p> <p>(1) 午前中の早めの時間帯での判断 午前5時から7時までの3時間平均で、1局でも85$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えた場合 (午前8時に注意喚起を実施します)</p> <p>(2) 午後からの活動に備えた判断 午前5時から12時までの8時間平均で、1局でも80$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えた場合 (午後1時に注意喚起を実施します)</p>
<p>解除基準</p>	<p>県内すべての測定局の1時間値が2時間連続で50$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下に改善し、1日平均値が70$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えないと判断した場合、県は注意喚起を解除します。</p>

注意喚起が実施されたら

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出はできるだけ減らしてください。外出する場合、マスクの着用は一定の効果が期待できます。
- ・屋内において換気や窓の開閉は最小限にしてください。
- ・呼吸器疾患、循環器疾患のある方、小さな子供や高齢者は影響を受けやすいので、より慎重に行動することが望まれます。

◆新潟県における現在の大気環境速報値をこちらから確認できます。

- ・PC版はこちらから <http://www.niigata-taiki.jp/>
- ・携帯(モバイル)版はこちらから <http://www.niigata-taiki.jp/m>

第2節 良好な水質の確保

1. 水環境の現状

村上市は広範囲な面積に大小多くの河川や水辺があり、市民の生活や産業面と密接に結びついています。荒川をはじめとする市内の河川は、鮭や鮎などの漁業や水産資源を支えるとともに、岩船米等農作物をはぐくむ農業用水として利用されています。また、河川や水辺の環境は、市の自然環境を代表する場所として、その景観や水質の保全が求められています。

また、飯豊朝日山系に源を発する本市は地下水が豊富で、古くから生活用水として利用されてきました。現在も数多くの井戸が残り、清涼な水は日常生活で使用されています。そのため、地下水汚染などに対する影響は人々の健康や生活に直接結びつくこととなり、市民の水環境への関心は非常に高くなっています。

近年の問題点として、三面川の上流部では河床の藻が黒色化するなどの現象が発生していることから、新潟県ではその原因や環境への影響について調査しております。

なお、平成27年度は油の流出等の大きな水質汚濁の事案はありませんでした。

2. 公共用水域、地下水等の水質検査の概要及び土壌汚染

公共用水域^(注)及び地下水の水質検査等については合併前から各地区で監視を行っている地点や項目を中心に河川水及び地下水等について、環境面からの調査と過去の汚染に対する継続調査を行っており、調査項目は対象・目的によって異なります。

土壌汚染は平成27年度に緑町地内の工場敷内の土壌において、土地所有者の自主検査の結果、鉛及びヒ素が検出され地下水にも影響が予想されることから、周辺町内の方へ井戸水の使用停止のお願いを周知しましたが、水質調査の結果、鉛及びヒ素の検出はありませんでした。

注：公共用水域

河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する主に給排水を目的として造られる水路のうち小規模な溝状のもの、かんがい用水路やその他公共の用に供される水路をいい、下水道を除き川や湖、海などがすべて公共用水域に該当します。

以下に概要を報告します。

① 河川等水質調査

いずれの河川についても、水質汚濁の程度を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）等に係る環境基準については、環境基準 AA または A 類型の基準値内にあり、きれいな川といえます。大腸菌群数は、一部の河川で比較的、暖かい時期に数値が少し高い状況ですが、自然界に存在する多くの菌で、草原や畑など土中に生存しているものも含まれ一括して大腸菌群数として測定されます。水域や季節、天候など、温度が高いと繁殖しやすくまた、流量の変動によって菌の数に差がでます。

市内の代表する大川、三面川、荒川以外の比較的小さい河川については、流速や農業排水、生活雑排水等が集まっていることに関係するところが大きい様です。

（調査データを 7～10 ページに掲載）

② 村上駅前周辺地下水継続監視調査

旧中外鉱業の重金属による地下水汚染について継続監視を行っています。家庭井戸 3 地点、観測井戸 2 地点の合計 5 地点で亜鉛、カドミウム、鉛、ヒ素、フッ素、マンガンを定点観測しています。数値はおおむね横ばい傾向ですが、旧ジャスコ付近の 3 地点で亜鉛、カドミウムが少し高めの地点もあり引き続き監視を行って行きます。

③ 瀬波地下水継続監視調査

日本化学工業による地下水フッ素汚染の継続監視を行っています。家庭井戸 4 地点、観測井戸 3 地点の合計 7 地点を定点観測しており、数値は横ばい状態です。引き続き監視を行って行きます。

④ 村上地区工業団地排水調査

村上地区（坪根）工業団地の排水等について監視を行っています。平成 27 年度の調査でもすべての検査項目が基準値内でしたが、引き続き監視を行って行きます。

⑤ 大場沢畜産団地影響調査

過去に大場沢畜産団地から山田川へ黒色のし尿系汚水が流出する事故が度々あったため、地下水を多く利用する四日市区住民からの要望により、一般細菌、大腸菌群等の地下水への影響を継続調査しています。平成 27 年度についても基準値内で推移しています。

⑥緑町地下水汚染調査

クリーニング店用洗剤として利用されていたテトラクロロエチレンによる地下水汚染の継続調査を実施しています。平成27年度の調査でも基準値内でした。

⑦朝日地区事業所排水路等水質調査

朝日地区住民から河川や水田への影響に対し不安の声が大きい畜産事業所16地点及び3河川の水質(pH、BOD、SS、大腸菌群数)を調査しました。基準の目安となる水質汚濁防止法特定施設排水基準に照らすと基準値内でした。

【参考】新潟県の土壌・地下水汚染対策 (新潟県HPから一部抜粋)

近年、工場・事業場からの重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染の問題が顕在化し、汚染事例の判明件数が増加する傾向にあります。

汚染土壌が砂ぼこりとなって口や鼻から直接摂取されたり、汚染された地下水を飲用することにより、人の健康に影響を及ぼすことも懸念されます。

土壌・地下水は、いったん汚染されると汚染が長期化し、またその浄化対策も困難なことから、未然防止対策が重要です。一方、汚染が判明された場合は、原因者や土地の所有者等に対し対策措置を適切に講じるよう指導しています。

【水質資料】

1. 河川等水質調査結果（平成27年度）

山北地区

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
中継川	中継吊橋	5月	7.4	0.5未満	1未満	12.0	330
		7月	7.6	0.5未満	1未満	9.4	7,900
		10月	7.3	0.5未満	1未満	10.0	2,400
		1月	7.1	0.5未満	1未満	13.0	130

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
勝木川	八幡橋	5月	7.6	0.5	2	11.0	3,300
		7月	7.6	0.8	3	9.3	33,000
		10月	7.5	0.5未満	1未満	10.0	330
		1月	7.3	0.5未満	1未満	13.0	4,900

神林地区

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	ノロウイルス抽出物質
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml	mg/l
堀川	平林浄化センター前	5月	6.9	0.9	10	11.0	7,900	
		11月	6.9	0.7	1	10.0	4,900	
笛吹川	小口川 畜舎脇橋	5月	6.9	1.7	25	9.9	33,000	
		11月	7.0	0.8	4	11.0	24,000	
百川	西神納地区 下水処理場前	5月	7.2	0.6	4	9.4	1,100	
		11月	7.2	0.5	3	12.0	2,400	
新田川	歩道橋脇 あさぎり養鯉場前	5月	7.1	1.6	5	11.0	17,000	0.5未満
		11月	7.4	1.3	7	8.4	33,000	0.5未満
山屋川	揚水機場前	5月	7.0	1.0	8	11.0	7,900	
		11月	6.9	1.0	3	11.0	33,000	
石川	瀉端橋	5月	8.5	1.0	2	11.0	490	
		7月	7.3	0.9	5	9.5	4,900	
		9月	7.4	0.5未満	4	9.6	13,000	
		11月	7.4	0.6	1	11.0	2,300	
		1月	6.9	0.7	9	13.0	4,900	
		3月	7.0	0.5未満	1	13.0	2,200	

村上地区

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
門前川	坪根橋	5月	7.4	0.5	1未満	10.0	2,400
		7月	7.2	0.7	1	8.4	4,900
		9月	7.1	0.5未満	1未満	9.6	4,900
		11月	7.3	0.5未満	1未満	11.0	1,300
		1月	7.0	0.5未満	3	13.0	790
		3月	7.0	0.5未満	1未満	13.0	170
山田川	山田橋	5月	7.1	1.1	11	10.0	3,300
		11月	7.1	0.6	2	11.0	3,300
石川	明神橋	5月	6.8	0.6	9	8.7	7,900
		7月	6.9	0.8	8	7.8	13,000
		9月	6.9	0.5未満	7	7.1	33,000
		11月	6.9	0.6	6	8.8	7,900
		1月	6.6	0.6	5	13.0	1,700
		3月	6.7	0.7	5	12.0	1,300
小谷川	上流	5月	6.9	0.5	8	10.0	7,900
	下流	5月	6.9	0.9	9	10.0	7,900

大竜寺川特殊検査

地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素	全りん
			mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml	mg/l	mg/l
排水機場脇	5月	6.8	3.5	7	9.8	33,000	2.6	0.22
	11月	6.3	0.5未満	1	10.0	7,000	2.6	0.11

朝日地区

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
高根川	高根大橋	5月	7.0	0.5	1	11.0	1,700
		7月	7.3	0.6	1	9.5	7,900
		9月	7.1	0.5未満	1未満	10.0	2,400
		11月	7.2	0.7	1未満	12.0	490
		1月	7.0	0.5	1	13.0	490
		3月	6.8	0.5未満	1未満	12.0	170
三面川	水明橋	5月	6.8	0.6	1	10.0	330
		7月	6.9	0.6	2	9.1	11,000
		9月	6.9	0.5未満	1	9.3	2,400
		11月	7.0	0.5未満	1未満	11.0	1,300
		1月	6.9	0.5未満	1	13.0	490
		3月	6.8	0.5未満	1	13.0	220
三面川	布部橋	5月	6.8	0.5未満	2	11.0	79
		7月	7.0	0.8	2	9.7	3,300
		9月	7.1	0.5	2	9.5	2,400
		11月	7.4	0.6	1未満	12.0	1,300
		1月	7.0	0.5未満	1未満	13.0	79
		3月	7.0	0.5未満	1未満	12.0	130

2. 新潟県が行った水質検査結果(平成27年度)
公共用水域の測定結果表(河川水質測定結果)

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
大川	大川橋	4月	7.2	0.5	2	11	33
		5月	7.3	0.8	1	10	490
		6月	7.3	1.1	1	9.5	490
		7月	7.3	1.7	1	8.9	4,900
		8月	7.3	0.9	1	9	2,300
		9月	7.4	0.8	1	9.5	2,300
		10月	7.3	0.5	1	10	330
		11月	7.4	0.7	1	11	1,100
		12月	7.1	0.5	1	11	79
		1月	7.1	0.6	6	13	70
		2月	7.1	0.5	4	13	49
		3月	7.1	0.5	9	13	33
		三面川	布部橋	4月	7.0	0.6	4
5月	6.9			0.5	2	11	130
6月	7.0			1.1	1	9.6	130
7月	6.7			1.3	1	9.1	1,700
8月	7.2			0.5	1	9.3	1,300
9月	6.7			0.9	1	9.2	3,500
10月	7.2			0.6	1	10	170
11月	7.0			1	1	11	230
12月	6.7			0.5	1	12	46
1月	6.6			0.6	1	13	23
2月	6.5			0.6	1	12	7
3月	6.5			0.5	1	13	33
三面川	瀬波橋			4月	7.0	0.5	5
		5月	6.9	0.7	2	10	230
		6月	7.1	1.3	1	9.7	2,300
		7月	7.1	1.8	2	9.4	790
		8月	7.1	1	2	9	7,900
		9月	7.2	0.7	2	9.7	3,300
		10月	7.3	0.7	1	11	790
		11月	7.2	1	1	11	490
		12月	7.0	0.5	1	11	79
		1月	7.0	0.6	2	13	490
		2月	7.0	0.7	7	13	230
		3月	6.9	0.5	5	12	170
		高根川	昭和橋	4月	7.0	0.5	4
5月	7.0			0.7	1	10	790
6月	7.3			1.6	1	10	3,500
7月	7.0			1.7	1	9	780
8月	7.0			0.8	1	9.2	4,900
9月	6.8			0.7	2	9.5	4,900
10月	7.2			0.5	1	11	490
11月	7.2			0.9	1	11	790
12月	6.9			0.5	1	11	330
1月	6.7			0.5	1	13	490
2月	6.6			0.6	3	12	460
3月	6.6			0.5	5	13	170

河川	地点	月	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
				mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
荒川	取水堰	4月	7.2	0.7	25	12	170
		5月	7.2	0.6	5	11	330
		6月	7.2	0.6	6	9.4	1,300
		7月	7.1	1	6	8	1,100
		8月	7.1	0.6	2	8.1	2,200
		9月	7.2	0.7	8	9	3,300
		10月	7.4	0.5	1	9.8	170
		11月	7.4	0.6	2	10	490
		12月	7.5	0.5	2	12	110
		1月	6.8	0.5	2	13	49
		2月	6.9	0.5	3	13	170
		3月	7.4	0.5	12	13	330
		荒川	荒川橋	4月			
5月	7.3			0.6	6	11	330
6月							
7月							
8月	7.4			0.5	2	9	3,300
9月							
10月							
11月	7.4			0.5	2	10	170
12月							
1月							
2月	6.8			0.5	4	13	220
3月							
荒川	旭橋下流			4月	7.4	0.5	35
		5月	7.5	0.6	5	11	230
		6月	7.2	0.6	1	10	330
		7月	7.0	1	6	8	3,300
		8月	7.3	0.5	2	8.7	2,200
		9月	7.5	0.7	7	9.1	7,900
		10月	6.6	0.6	1	10	700
		11月	7.3	0.5	2	10	490
		12月	7.3	0.5	2	12	79
		1月	6.6	0.6	2	13	330
		2月	6.7	0.6	4	13	330
		3月	7.0	0.5	16	13	79
		大竜寺川	排水機場下流	8月	6.7	5.2	3
2月	6.7			2.9	3	11	

第3節 騒音・振動

1. 騒音・振動の現状

騒音は好ましくない不快な音ということで、会話を妨げ、作業能率を低下させるなど社会生活を阻害する音や多数の人々に聴力低下、耳鳴り、頭痛、精神不安、不眠などの現象を起こさせる音は、主観的な段階を離れて、社会的に規制すべき騒音であり、騒音規制法により規制されています。

振動は、空気の振動を介して伝播する振動と土地の振動を介して伝播する振動とが主なものです。前者の例としては、航空機による衝撃波などがもたらす振動などが挙げられ、後者の例としては、建設工事による土地の振動や重量車の通行による道路の振動を介しての振動などが挙げられます。振動は、騒音を伴っている場合が多くなっています。騒音・振動の発生源としては、工場、建設工事、道路における自動車の走行があります。

2. 規制対象施設・基準

環境基本法では、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準を定めています。また騒音規制法、振動規制法及び新潟生活環境の保全に関する条例では対象施設や、規制基準により規制されています。その規制については36ページから掲載しています。

騒音規制法では、法律の目的を工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

また、振動規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市における騒音・振動についての苦情申立ては後に記載した「第6節 公害苦情処理事例」で紹介しています。

騒音・振動規制地域で行われる特定建設作業（バックホウやショベルローダー、掘削機などを使用する工事）の届出については6件の届出がありましたが、周辺住民からの苦情や申立てはありませんでした。

3. 高速自動車道の騒音・振動対策

平成21年度、本市に高速道が開通したことにより県内の高速自動車道に係る交通公害対策について、県と関係市町村の連絡調整を密にし、公害防止対策の一層の推進を図るため設置された新潟県高速道路交通公害対策協議会に加入し、情報交換等を行

い高速自動車道交通公害対策に取り組んでいます。

なお、開通後、苦情が無いことなどから騒音等の調査は行っておりません。

第4節 悪臭

1. 悪臭の現状

悪臭は、事業活動及び生活の様々な場面で発生し、人に感覚的・心理的な影響を及ぼす公害です。

悪臭は一時的であること、臭気に対する感覚は個人差が大きいこと、悪臭物質の濃度と臭気の強さが必ずしも比例するとは限らないことが他の公害と違う点です。

本市における悪臭の主要発生源は、畜産施設からの悪臭の苦情が増えてきています。

2. 悪臭の規制等

悪臭公害に対しては、昭和46年に悪臭防止法が制定され、新潟県では、平成16年4月に悪臭防止法の臭気指数規制を導入しております。

不快なおいにより市民の生活環境が損なわれることを防止するため、悪臭防止法に基づき、規制地域内の事業活動に伴って発生する悪臭を規制しています。本市も村上、荒川及び朝日地区に規制区域が設けられています。

本市で事例の多い畜舎による悪臭は、関係する事業所も複数点在していることなどから対応が難しくなっていますが、発生する悪臭については、関係法令に基づき適正に管理が行われるように規制区域内・外問わず、定期的に臭気測定を実施し指導するとともに、悪臭防止対策の実施を行っております。

なお、畜舎環境の改善と悪臭の防止を目的に、一部の畜舎に対して県農業普及指導センターや地元集落と連携して、年1回畜舎の視察を実施しています。

※悪臭に係る規制基準等は41ページから掲載しています。

第5節 その他の環境

1. 衛生害虫・有害鳥獣

衛生害虫とは、人の衛生環境を悪化させ、人に直接被害を及ぼし、人や食品などに触れることで不潔にし、場合によっては感染症の病原体を運び、多大な影響を与える昆虫のことをいいます。

害獣は、人間活動に害をもたらす哺乳類に属する動物一般を指し、家畜などの飼育動物以外はほとんどがこれに含まれる可能性があります。

平成27年度は6月から10月にかけて、スズメバチの駆除に関する問い合わせや8月から9月にはドクガ、チャドクガに関しての問い合わせがありました。

家の軒先や樹木についた蜂の巣や、ハクビシン等の害獣の相談が数件ありましたが、最終的な駆除については、管理者や所有者で駆除を行っていただくようお願いしております。

新潟県では鳥獣被害対策の取組として、ツキノワグマ、イノシシ、サル、ニホンジカ及びカワウについて実態把握や被害防止対策などの取組を行っております。

2. 不法投棄対策

大規模な不法投棄は以前に比べ減ったものの、小規模な不法投棄は続いています。道路脇へのごみのポイ捨てについては環境教育の成果か、以前と比較して大幅に数は減りましたが、見えない場所でのごみの散乱は、現在も続いています。

市では、パトロールや市報により広報をするとともに、不法投棄の絶えない場所に不法投棄禁止看板の設置を行い啓発に努めています。

3. 環境美化活動

環境美化活動は町内・集落、団体、企業、学校などにより定期的に活発に海岸や河川沿い、道路わき、林道沿いなど、さまざまな場所で実施されています。

市では、これらのボランティア環境美化活動に対し回収用ごみ袋の配付や収集ごみの回収などの支援を行っており、一定の成果をあげています。

また、海水浴シーズン前の海岸清掃や荒川クリーン作戦、国道290号桃川地内のクリーン作戦など地元の住民と一般ボランティア、関係機関等が一緒になって実施する大規模な活動も実施されており、地域の環境美化、不法投棄防止に大きな効果を上げています。

4. 資源ごみのリサイクル

資源ごみリサイクルとして平成27年3月から、「エコパークむらかみ」（新ごみ処理場）の稼働に伴い、焼却灰を路盤材等への再資源化や、ごみ処理場に直接搬入されたダンボール、紙類についてはこれまですべて焼却処理をしていましたが、リサイク

ルが可能なものは選別しリサイクルを行いました。

今後もより一層分別の周知徹底を図り、リサイクルを推進します。

平成27年度 村上市資源ごみ分別収集状況

地区	びん	缶	ペット ボトル	プラス チック 製容 器包 装	紙 類				有害ごみ			
					紙パ ック	ダン ボー ル	新聞	雑誌 雑紙	乾電 池	蛍光 管	水銀 体温 計	水銀 血圧 計
村上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神林	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
朝日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第6節 公害苦情処理事例

■公害苦情の申立て概要

公害苦情の申立て、匿名での苦情や情報提供はほぼ例年同様で、その苦情内容にも大きな変化はありません。

主な苦情としては、水質汚濁に関するもの、野焼きに関するもの、畜産系事業所による悪臭によるものです。

畜産による悪臭は、暖かくなった時期の苦情が多く、関係する事業所も複数点在していることなどから対応が難しくなっています。

個々の事業所にその都度、適正に管理が行われるよう指導を行い悪臭防止対策の意識向上と防止対策の取組の啓発を行っております。

なお、平成27年度に糞の管理状況が悪く問題になっていた、朝日地区の1畜舎においては平成28年2月に自己破産を申請し、別の業者が事業を引継ぎ糞の処理をおこなっています。

以下、平成27年度の主な公害苦情事案の一覧を掲載します。

※掲載したもののほかに、野焼き、畜産施設による悪臭の苦情や、不法投棄の通報が数件ありましたが、ここには記載していません。

NO	受理年月	地区	件名・内容	発生源	処理内容
1	平成27年8月	村上	水質汚濁 鋳物師の〇〇(畜舎)から門前川に汚水が流されている。下流では子供が遊んでいるので、病気になる可能性がある。通報あり。	事業所	直ちに現地を確認、事業所へ状況を説明し浄化槽から排水を止めるよう指示。
2	平成27年8月	朝日	悪臭 中原地内の〇〇(鶏舎)から、山林・畑に糞の汚水が流出しないよう、高い土留めをする約束をしたが、今日まで動きなし。また、悪臭が耐えられない。	事業所	畜舎において、糞の管理状況が悪く悪臭の発生源となっている施設があり、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき指導が行われている施設で、平成28年2月に自己破産を申請し事業を別の業者が引継ぎ糞の処理を実施中。
3	平成27年9月	山北	野焼き 付近で野焼きしている人がいて、煙で目やのどが痛くなり咳き込んでいる。	個人	現場は畑で2箇所あり、もみ殻を燻炭していたもの。現場に本人はいなかったため、自宅を訪問し、注意を促した。
4	平成27年10月	荒川	水質汚濁 乙大日川で雨が降ると白っぽい動物の肉片のようなものが流れてくる。	不明	荒川支所職員が現地確認。新発田環境センターが異物の採取を行い調べたところ、藻のようだった。

第2章 環境保全の取り組み

1 村上市環境基本条例

本市は環境から多くの恩恵を受け、先人のたゆみない努力により歴史と文化と産業のまちとして発展してきました。この良好で快適な環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくために、市では施策の基本となる事項を定める環境基本条例を制定しています。

環境基本条例は、環境への取り組みに対する本市の基本姿勢を表わすもので、全ての市民は健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有し、限りある環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っていること、施策の基本となる事項を定め、これに環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活が確保できるようにすることを定めています。

今日の環境問題の多くは、事業者の事業活動だけでなく市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりが、日常生活において環境への負荷の低減に努めるほか、環境を守り、育むことに積極的に努め、市が実施する環境に関する施策に協力していただくことを定めています。

2 村上市環境審議会

環境基本条例第24条の規定により、環境審議会が設置されています。

この審議会では、環境基本計画に関すること、環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること、その他環境の保全及び創造に関し必要と認められる事項に関することのほか公害対策を含めた環境対策全般について審議し、市長に意見を述べることができます。

審議会は、市民、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する20人の委員をもって組織しています。

3 村上市環境基本計画・地球温暖化対策地方公共団体実行計画

平成23年3月に環境基本計画及び地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定しておりますが、環境基本計画についてはこれまでの5年間の状況変化を踏まえ平成27年度に見直し作業を行いました。

環境基本計画は、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策への具体的な事業等を推進するための計画です。

なお、環境基本計画を着実に推進するため、平成25年度に「環境基本計画等進捗管理委員会」を、市内部には「庁内推進委員会」を設置し、計画の進行管理を行って

います。

4 環境保全啓発事業の実施状況

(1)環境フェスタ村上2015の開催

団体、企業、国、市等17の参加団体の環境に関する取り組みや発信する情報、提案にふれて水質保全や廃棄物対策、地球温暖化防止対策など環境問題全般について市民に学べる・取り組む機会を提供するため、環境フェスタ村上2015実行委員会の主催で開催しました。

- ①開催日 平成27年9月13日(日)午前9時～午後3時
- ②会場 村上市民ふれあいセンター
- ③入場者数 500人(環境フェスタ単独開催)
- ④内容
 - ・取り組み発表(小学生2団体、一般2団体)
 - ・ブース展示 →行政機関・NPO法人・各種団体・企業等による事業紹介
 - ・スタンプラリー
 - ・おもちゃの病院
 - ・特別講演
- ⑤参加団体 環境省、NPOいわふねエコセンター、村上生活学校、村上市消費者協会、村上市地球環境を守る会、村上トライあんぐる ほか

5 市の補助制度

(1) 生ごみ処理機購入補助制度

市では各家庭から排出されるごみの減量化のため、生ごみ処理機器等を購入される方に以下のような補助金を交付しています。

対象機器等	補助金の交付額	対象数量
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	購入金額の3分の1以内とし、その額が3,000円を超える場合は、3,000円を限度とする。	同一年度内 1世帯(団体)1基まで
生ごみ処理機器	購入金額の3分の1以内とし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円を限度とする。	同一年度内 1世帯(団体)1基まで
生ごみ水切り密閉容器	購入金額の3分の1以内とし、その額が1,000円を超える場合は、1,000円を限度とする。	同一年度内 1世帯(団体)1基まで

●補助基数実績(単位：基)

	平成26年度	平成27年度	比較
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	24	24	0
生ごみ処理機器	1	5	4
生ごみ水切り密閉容器	2	1	-1

【参考:新潟県の融資制度・補助制度】

新潟県では、事業者の公害防止や環境に対する取り組みを推進するため融資制度や補助制度を設けています。以下に紹介する制度のほかにもさまざまな制度があります。くわしくは新潟県ホームページの「環境にいがた」のコーナーをご覧ください。

(1)新潟県環境保全資金融資制度

この貸付制度は、中小企業者の方々が公害の防止又は環境への負荷の低減しようとする場合に、必要となる資金を低利で貸し付けすることにより公害防止及び環境保全対策を推進しようとするものです。

貸付の対象となる資金には以下のものがあります。

- ・ 施設の設置又は改善
- ・ 事業場の移転
- ・ エネルギー有効利用施設の設置
- ・ 低公害車の導入
- ・ 吹付けアスベスト等の除去等
- ・ 土壌汚染対策

(2)廃棄物処理施設等整備資金融資制度

この融資（貸付）制度は、中小企業者が廃棄物処理施設等を整備する場合に、必要な資金の一部を取扱金融機関が低利で融資することにより、廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を図るものです。県では、この融資制度により貸付が行われた場合に、取引金融機関に貸付資金の一部を預け入れることにより低利融資を支援しています。

○村上市環境基本条例

平成21年3月27日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針（第8条－第10条）

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策（第11条－第20条）

第3節 地球環境保全の推進（第21条）

第4節 施策の推進体制等（第22条・第23条）

第3章 環境審議会（第24条）

附則

前文

私たちのまち村上市は、東に飯豊朝日山系の緑の山並みを望み、平成の名水百選に選ばれた清流荒川、サケの帰る川として知られる三面川をはじめとしたいくつもの川を擁し、西には日本海の長い海岸線を有しており、四季折々の変化に富んだ自然環境と先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきた。

私たちは、これらの環境から多くの恵みを受けてきたが、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、利便性を高める一方で、身近な自然環境や快適な生活環境を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

私たちの生活が環境へ影響を与えていることを自覚し、自らの生活、社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

このため私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して村上市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に積極的に努めることを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学及び観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに共生することができる環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する村上市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業実施時における環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、村上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(村上市公害防止条例の一部改正)

2 村上市公害防止条例(平成20年条例第172号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(基本的事項の審議)

第14条 公害対策に関する基本的事項の審議は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平成21年条例第11号)第24条に規定する村上市環境審議会で行う。

○村上市環境審議会規則

平成21年3月27日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市環境基本条例(平成21年村上市条例第11号)第24条の規定に基づき、村上市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第3条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 審議会及び部会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(村上市公害対策審議会規則の廃止)

2 村上市公害対策審議会規則(平成20年規則第215号)は、廃止する。

○村上市公害防止条例

平成20年4月1日

条例第172号

(目的)

第1条 この条例は、法令又は新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号。以下「県条例」という。)に特別の定めのあるもののほか、公害の防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って発生する公害を防止するため、その責任において必要な措置をとらなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴って発生する大気汚染等が法令又は県条例の規定に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

3 事業者は、市長が行う公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市長の基本的責務)

第4条 市長は、法令又は県条例の規定によりその権限に属する責務を遂行するとともに、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。

(指導及び勧告)

第5条 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置をとるよう指導し、又は勧告しなければならない。

(監視及び測定)

第6条 市長は、公害の発生の状況を監視及び測定に努めるものとする。

(企業に対する助成)

第7条 市長は、市内の企業が公害の防止のために施設整備その他の措置を行うときは、必要な金融上の措置その他の措置をとるよう努めなければならない。

(公害苦情等の処理)

第8条 市長は、公害に係る苦情等が生じた場合においては、その適正な解決ができるよう努めなければならない。

(報告等)

第9条 市長は、必要に応じ、公害の状況及びその公害の防止の施策について村上市議会に報告し、又は市民に公表するものとする。

(市民の責務)

第10条 市民は、生活環境を保全するため公害を発生させることのないよう努めなければならない。

2 市民は、市長が行う公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(公害の防止に関する協議)

第11条 大気の汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場として規則で定めるものを設置(変更を含む。以下同じ。)しようとする者は、その設置の工事の開始の日の90日前までに市長に次に掲げる事項について協議しなければならない。

- (1) 工場又は事業場の設置の計画に関すること。
- (2) 公害防止のために必要な施設の整備、使用燃料その他の措置に関すること。
- (3) 公害防止対策を確実に実施するために必要な事業者の報告及び市長又は市長が必要と認めた者の立入調査に関すること。
- (4) 公害が発生した場合における措置その他必要なこと。

(公害防止協定)

第12条 前条の規定による公害防止対策に関する協議が整った場合において、市長が必要と認めたときは、事業者はその協議の結果に基づいて、市長と公害防止協定を結ぶものとする。

(経過措置)

第13条 この条例の施行の日現在において、第11条に規定する工場又は事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、市長の求めがあったときは、速やかに前2条の規定の例により公害防止対策に関する協議又は公害防止協定を締結するものとする。

(基本的事項の審議)

第14条 公害対策に関する基本的事項の審議は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平成21年条例第11号)第24条に規定する村上市環境審議会で行う。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の村上市公害防止条例(昭和51年村上市条例第25号)、神林村公害防止条例(昭和50年神林村条例第26号)又は朝日村公害防止条例(昭和51年朝日村条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○村上市公害防止条例施行規則

平成20年4月1日

規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市公害防止条例(平成20年村上市条例第172号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議対象の工場又は事業場)

第2条 条例第11条に規定する規則で定める工場又は事業場は、別表に掲げるとおりとする。

(協議の申出)

第3条 条例第11条又は第13条の規定による協議は、公害防止協議申出書(様式第1号)によってしなければならない。

2 前項の公害防止協議申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工場又は事業場及びその付近の見取図
- (2) 工場又は事業場の建築物その他の工作物の配置図
- (3) 工場又は事業場の施設の配置図
- (4) 工場又は事業場の操業の系統の概要を説明した書類

(協議確認書)

第4条 条例第11条又は第13条の規定による協議が整った場合において、当該協議が条例第12条及び第13条の規定による公害防止協定の締結を要しないものであるときは、事業者はその協議の結果に基づいて、市長と公害防止協議確認書(様式第2号)を取り交わすものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の村上市公害防止条例施行規則(昭和51年村上市規則第9号)、神林村公害防止条例施行規則(昭和50年神林村規則第9号)又は朝日村公害防止条例施行規則(昭和59年朝日村規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

条例第11条に規定する工場

1 工場

- (1) 鉱業
- (2) 建設業(木材加工機械を設置するもの)
- (3) 食料品製造業(製造小売(加工を含む。)の業種で1月平均排水量50立方メートル以上のものを含む。)
- (4) 繊維工業
- (5) 衣服その他の繊維製品製造業
- (6) 木材、木製品製造業
- (7) 家具、装備品製造業(製造小売の業種を含む。)

- (8) パルプ、紙、紙加工品製造業
- (9) 出版、印刷その他関連産業
- (10) 化学工業
- (11) 石油製品、石炭製品製造業
- (12) ゴム製品製造業
- (13) 窯業、土石製品製造業
- (14) 鉄鋼業
- (15) 非鉄金属製造業
- (16) 金属製品製造業
- (17) 一般機械器具製造業
- (18) 電気機械器具製造業
- (19) 輸送用機械器具製造業
- (20) 精密機械器具製造業
- (21) プラスチック製品製造業
- (22) 畳製造業(製造小売の業種を含む。)
- (23) 自動車整備業
- (24) 機械修理業
- (25) かじ業

2 事業場

- (1) 材料置場(工場又は建設工事現場内のものを除き、その面積が100平方メートル以上のものに限る。)
- (2) 鉱物又は土石の堆積場(面積が100平方メートル以上のもの)
- (3) ガソリンスタンド
- (4) 廃品処理場
- (5) ボーリング場
- (6) クリーニング所
- (7) 公衆浴場
- (8) へい獣処理場
- (9) と畜場
- (10) 畜舎(飼育規模が牛5頭以上、豚10頭以上、鶏300羽以上のものに限る。ただし、併せて飼育する場合において、本文に規定する飼育規模に達しないときは、豚2頭を牛1頭、鶏60羽を牛1頭、鶏30羽を豚1頭とみなして本文の規定を適用する。)
- (11) 旅館その他の宿泊所
- (12) パチンコ店
- (13) 料理、割ぼう店
- (14) ゴルフ場

3 前2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる施設を有する工場又は事業場

- (1) 圧縮機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの)
- (2) 送排風機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの)
- (3) バーナー(燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの)
- (4) ボイラー(熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう

化合物の含有率が0.5パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるもの並びに伝燃面積が5平方メートル未満のものを除く。)

- (5) 混打綿機
- (6) スチームクリーナー
- (7) クーリングタワー
- (8) 酸又はアルカリによる洗浄施設
- (9) 電気メッキ施設
- (10) 集じん装置
- (11) 焼却炉(ゴミその他の汚物の処理に利用するもので火格子面積が0.5平方メートル以上のもの)
- (12) 天井走行型クレーン及び門型走行クレーン
- (13) し尿処理施設(処理対象人員が100人以上のもの)
- (14) 車両洗車施設(自動式のもの)
- (15) 石削機
- (16) 石材切断機
- (17) 冷凍機(往復式、ロータリー式又は遠心式のもの)

《 資料編 》 環境基準

■大気汚染に係る環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、大気に係る環境上の条件は、次の基準が望ましいとされています。

表 1-2 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。

※環境基準は工業用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。

《用語の説明》

【二酸化窒素(NO₂)】 窒素酸化物のひとつで、亜硝酸ガスともいい毒性が強い。物を燃やしたときに燃料や空気中の窒素が酸化され生成される物質で、発生源としては、自動車や工場のボイラーなど広範囲にわたっている。

【二酸化硫黄(SO₂)】硫黄酸化物のひとつで、重油等に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生し、呼吸器系の疾患の有力な原因となる。

【一酸化炭素(CO)】炭素含有物が不完全燃焼した場合に発生する無色、無臭の有毒な気体で、自動車の排気ガスにも含まれる。

【浮遊粒子状物質(SPM)】大気中に長期間浮遊している微粒子をいい、粒径が10ミクロン以下のものをいう。発生源としては、土砂等の堆積場、ボイラー等のばい煙発生施設及び鉱物の破砕等多種多様である。

【光化学オキシダント(Ox)】大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質をいう。

(水質)

■人の健康の保護に関する環境基準

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/l 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/l 以下
4	六価クロム	0.05mg/l 以下
5	砒素	0.01mg/l 以下
6	総水銀	0.0005mg/l 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
19	チウラム	0.006mg/l 以下
20	シマジン	0.003mg/l 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
22	ベンゼン	0.01mg/l 以下
23	セレン	0.01mg/l 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
25	ふっ素	0.8mg/l 以下
26	ほう素	1mg/l 以下
27	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。(以下略)

■生活環境の保全に関する環境基準

河川

類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみの浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

自然環境保全

水道1級
水道2級
水道3級
水産1級
水産2級
水産3級
工業用水1級
工業用水2級
工業用水3級
環境保全

自然探勝等の環境保全

ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
特殊の浄水操作を行うもの
国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

湖沼

類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	COD 化学的酸素要求量	SS 浮遊物質	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1000MPN/100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	5000MPN/100ml以下
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみの浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

自然環境保全

水道1級
水道2、3級
水産1級
水産2級
水産3級
工業用水1級
工業用水2級
環境保全

自然探勝等の環境保全

ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用
沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
薬剤注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

■有害項目についての排水基準

全国一律排水基準（「排水基準を定める総理府令」昭和46年6月21日総令35）
排水の多少にかかわらず、すべての特定事業所に適用されます。

	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l
2	シアン化合物	1mg/l
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/l
4	鉛及びその化合物	0.1mg/l
5	六価クロム化合物	0.5mg/l
6	砒素及びその化合物	0.1mg/l
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェール	0.003mg/l
10	トリクロロエチレン	0.1mg/l
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l
12	ジクロロメタン	0.2mg/l
13	四塩化炭素	0.02mg/l
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
20	チウラム	0.06mg/l
21	シマジン	0.03mg/l
22	チオベンカルブ	0.2mg/l
23	ベンゼン	0.1mg/l
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l
25	ほう素及びその化合物	10mg/l（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/l（海域に排出されるもの）
26	ふっ素及びその化合物	8mg/l（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/l（海域に排出されるもの）
27	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素の合計量が100mg/l以下であること
28	1,4-ジオキサン	0.5mg/l

1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

■生活環境項目についての排水基準

	項 目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量	160mg/l（日間平均 120）
3	化学的酸素要求量	160mg/l（日間平均 120）
4	浮遊物質	200mg/l（日間平均 150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/l
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/l
7	フェノール類含有量	5mg/l
8	銅含有量	3mg/l
9	亜鉛含有量	2mg/l
10	溶解性鉄含有量	10mg/l
11	溶解性マンガン含有量	10mg/l
12	クロム含有量	2mg/l
13	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³ (ml)
14	窒素含有量	120mg/l（日間平均 60）
15	燐含有量	16mg/l（日間平均 8）

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に定める排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

■騒音規制対象施設

番号	施設の種類	騒音規制法	新潟県生活環境の保全等に関する条例	
1	金属加工機械	(ア) 圧延機械	定格出力の合計22.5kw以上	すべてのもの
		(イ) 製管機械	すべてのもの	すべてのもの
		(ウ) ベンディングマシン(ロール式に限る。)	定格出力3.75kw以上	すべてのもの
		(エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	すべてのもの	すべてのもの
		(オ) 機械プレス	呼び加圧能力294キロニュートン以上のもの	すべてのもの
		(カ) せん断機	定格出力3.75kw以上	すべてのもの
		(キ) 鍛造機	すべてのもの	すべてのもの
		(ク) ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの
		(ケ) ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	すべてのもの	すべてのもの
		(コ) タンブラー	すべてのもの	すべてのもの
		(サ) 切断機(といしを用いるものに限る。)	すべてのもの	すべてのもの
		(シ) 研磨機(工具用を除く。)	規制対象外	すべてのもの
		(ス) 自動旋盤(棒材加工用のものに限る。)	規制対象外	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	定格出力7.5kw以上	定格出力3.75kw以上	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力7.5kw以上	定格出力7.5kw以上	
4	繊維機械	(ア) 織機(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの	すべてのもの
		(イ) 撚糸機	規制対象外	すべてのもの
5	建設用資材	(ア) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が $0.45m^3$ 以上のもの	混練機の混練容量が $0.45m^3$ 以上のもの
	製造機械	(イ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が $200kg$ 以上のもの	混練機の混練重量が $200kg$ 以上のもの
6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	定格出力が7.5kw以上のもの	定格出力7.5kw以上のもの	
7	木材加工機械	(ア) ドラムバーガー	すべてのもの	すべてのもの
		(イ) チッパー	定格出力が2.25kw以上	すべてのもの
		(ウ) 碎木機	すべてのもの	すべてのもの
		(エ) 帯のご盤	製材用出力15kw以上、木工用出力2.25kw以上	定格出力0.75kw以上
		(オ) 丸のご盤	製材用出力15kw以上、木工用出力2.25kw以上	定格出力0.75kw以上
(カ) かな盤	定格出力2.25kw以上	定格出力0.75kw以上		
8	抄紙機	すべてのもの	すべてのもの	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの	すべてのもの	
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	すべてのもの	
11	鑄造型機(ジョルト式のものに限る。)	すべてのもの	すべてのもの	
12	バーナー	規制対象外	燃焼能力が重油換算で $15l/h$ 以上	
13	電気炉	規制対象外	すべてのもの	
14	キューボラ	規制対象外	すべてのもの	
15	遠心分離器(直径1.2m以上のものに限る。)	規制対象外	すべてのもの	
16	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機	規制対象外	すべてのもの	
17	ドラムかん洗浄機	規制対象外	すべてのもの	
18	スチームクリーナー	規制対象外	すべてのもの	
19	ポンプ	規制対象外	定格出力3.75kw以上	
20	天井走行クレーン及び門型走行クレーン	規制対象外	定格出力7.5kw以上	
21	集じん装置	規制対象外	すべてのもの	
22	冷凍機(往復動式、ロータリー式又は遠心式に限る)	規制対象外	すべてのもの	
23	クーリングタワー	規制対象外	定格出力0.75kw以上	
備考				
次に掲げる施設を除く。				
1 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物				
2 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物				

■騒音規制基準

時間の区分	朝		昼間		夕		夜間	
区域の区分	時間	騒音レベル	時間	騒音レベル	時間	騒音レベル	時間	騒音レベル
第1種区域	午前6時～	40dB	午前8時～	50dB	午後6時～	40dB	午後9時～	40dB
第2種区域	午前8時	50dB	午後6時	55dB	午後9時	50dB	午前6時	45dB
第3種区域	午前6時～	60dB	午前8時～	65dB	午後8時～	60dB	午後10時～	50dB
第4種区域	午前8時	65dB	午後8時	70dB	午後10時	65dB	午前6時	60dB
備考								
<p>1 第1種、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域(以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域(騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。)にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。</p>								

■振動規制対象施設

番号	施設の種類		振動規制法	新潟県生活環境の保全等に関する条例
1	金属加工機械	(ア) 圧延機械	規制対象外	すべてのもの
		(イ) 製管機械	規制対象外	すべてのもの
		(ウ) ベンディングマシン	規制対象外	すべてのもの
		(エ) 液圧プレス	矯正プレスを除いたもの	すべてのもの
		(オ) 機械プレス	すべてのもの	すべてのもの
		(カ) せん断機	定格出力1.0kw以上	定格出力1.0kw以上
		(キ) 鍛造機	すべてのもの	すべてのもの
		(ク) ワイヤフォーミングマシン	定格出力37.5kw以上	すべてのもの
2	圧縮機		定格出力7.5kw以上	定格出力3.75kw以上
3	ポンプ		規制対象外	定格出力3.75kw以上
4	遠心分離機		規制対象外	直径1.2m以上
5	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい又は分級機		定格出力7.5kw以上	すべてのもの
6	織機(原動機使用のものに限る。)		すべてのもの	すべてのもの
7	コンクリートブロックマシン		定格出力合計2.95kw以上	すべてのもの
	コンクリート管、コンクリート柱製造機械		定格出力合計10kw以上	すべてのもの
8	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン(船舶車両の原動機として使用するものを除く。)		規制対象外	定格出力15kw以上
9	オシレーティングコンベア		規制対象外	すべてのもの
10	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)		すべてのもの	すべてのもの
12	木材加工機	ドラムバーカー		すべてのもの
		チップパー	定格出力2.2kw以上	定格出力2.2kw以上
13	印刷機械		定格出力2.2kw以上	定格出力2.2kw以上
14	ゴム練用、合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)		定格出力30kw以上	定格出力30kw以上
備考 次に掲げる施設を除く。 1 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物 2 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物				

■振動規制基準

時間の区分	昼 間		夜 間	
	時間	振動レベル	時間	振動レベル
第1種区域	午前8時～午後7時	60dB	午後7時～午前8時	55dB
第2種区域				
第3種区域	午前8時～午後8時	65dB	午後8時～午前8時	60dB
第4種区域				
備考 1 第1種～第4種区域とは、新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第9(騒音に係る規制基準)に定める区域と同一のものとする。				

■特定建設作業

【騒音規制対象作業の種類】

	特定建設作業の種類	法	県条例
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	○
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	○
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業	○	○
9	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	—	○

【振動規制対象作業の種類】

	特定建設作業の種類	法
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	○
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	○
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○

■特定建設作業の規制基準

規制内容	区域の区分	騒音	振動
基準値	両区域	85dB	75dB
作業禁止時間	1号区域	午後7時～午前7時	
	2号区域	午後10時～午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間／日を超えないこと	
	2号区域	14時間／日を超えないこと	
最大作業期間	両区域	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日	

※基準値は、作業場所の敷地境界での値となる。

区域区分について

1号区域	騒音・振動規制法による指定区域のうち、次に該当する区域 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種区域 ・第2種区域 ・第3種区域 ・第4種区域のうち下記に該当するものからおよそ80mの区域 学校、保育園、病院及び診療所（入院施設を有するもの） 図書館、特別養護老人ホームなど
2号区域	騒音・振動規制法による指定区域のうち、1号区域を除く指定区域

悪臭規制関係

■敷地境界線の規制基準（1号規制）

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13
第1種区域	主に住居地域、商業地域など、これらに相当する地域		
第2種区域	準工業地帯など、工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域		
第3種地域	工業地域など悪臭に対して順応の見られる地域		

■気体の排出口の規制基準（2号規制）

事業場から発生する悪臭で、当該事業場の煙突など気体排出施設の排出口における規制基準です。悪臭防止法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数です。

（1）排出口の高さが15m以上の場合

指標：臭気排出強度（臭気濃度×排気量）

算出：1号規制を基に、建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式を用い算出

（2）排出口の高さが15m未満の場合

指標：臭気指数

算出：1号規制を基に、排気口の口径、周辺最大建物の高さから基準値を算出

■排水水の規制基準（3号規制）

排水水に係る臭気指数の規制基準は、排水水が拡散している水面上1.5m地点における大気中の臭気指数が、敷地境界線の規制基準に適合するように定められました。（基準値＝1号規制値＋16）

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29
第1種区域	主に住居地域、商業地域など、これらに相当する地域		
第2種区域	準工業地帯など、工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域		
第3種地域	工業地域など悪臭に対して順応の見られる地域		

■悪臭物質の説明

特定悪臭物質	主要発生源	においの特徴
アンモニア	畜産事業場、化製場、し尿処理場等	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	腐ったタマネギのようなにおい ※プロパン等の着臭物質
硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等	刺激的な青臭いにおい
スチレン	化学工場、FRP製品製造工場等	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場等	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等	むれた靴下のようなにおい
フロピオンアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	塗装工程を有する事業場等	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのようなにおい
キシレン	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのようなにおい

村 上 市 環 境 の 状 況 報 告 書 平 成 2 7 年 度 版
平成28年12月発行

編集・発行 村上市環境課生活環境室
〒958-8501 村上市三之町1番1号
TEL 0254(53)2111(内線271・272・273)
FAX 0254(52)1884
ホームページ <http://www.city.murakami.lg.jp>
E-mail kankyo-sk@city.murakami.lg.jp